

包括的管理計画（案）の概要

1. はじめに

2. 計画の基本的事項（本文 P2～P9）

1) 計画の目的

- 本計画の策定者である管理機関が、地域住民、観光事業者、農林漁業者、研究者、地域団体、その他来訪者等の様々な関係者と緊密な連携・協力を図ることにより、保全・管理を適切かつ円滑に進めるために、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本の方針を明らかにするもの

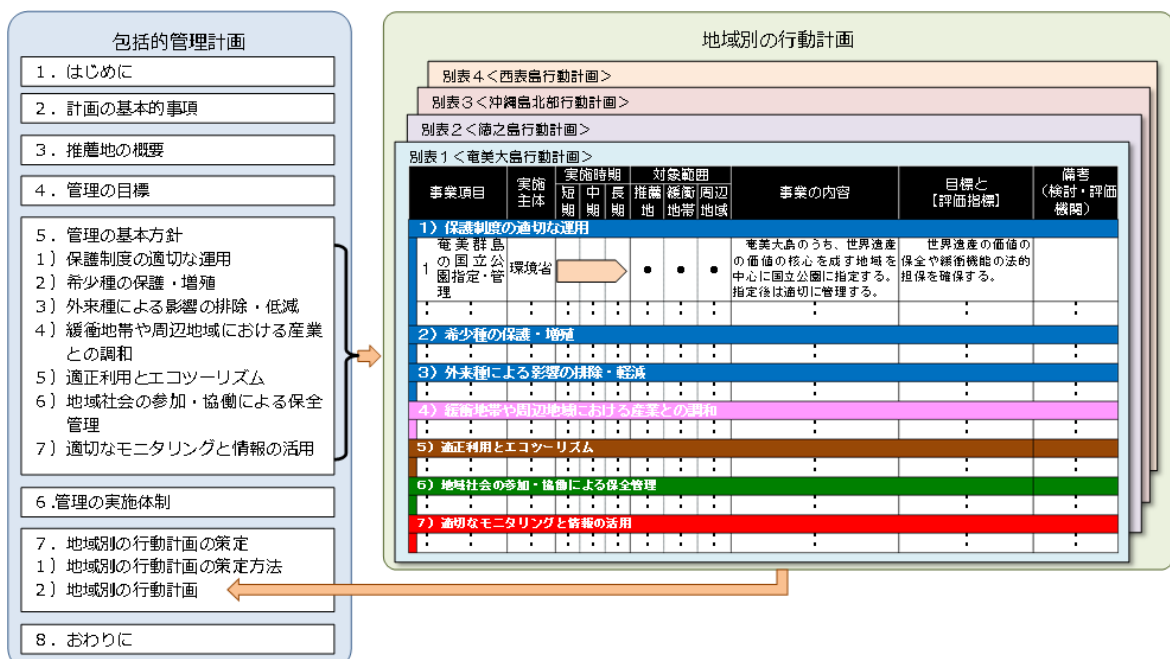
2) 計画の対象範囲

- 推薦地の顕著な普遍的価値を維持するために、推薦地、緩衝地帯及び周辺地域を含めた地域を本計画の対象範囲とする
- 特に、周辺地域については、管理計画で新たに位置づけるもの。遺産候補地の保全・管理に必要な取組を実施する上では広域的な取組が必要であることから、奄美大島、徳之島、沖縄県北部については関係する市町村の行政区と、西表島については島全体を基本として設定

3) 計画の構成

- 包括的管理計画として全体目標や管理方針等の包括的な事項を示す。さらに、その下に4つの地域の特性と課題を踏まえた地域別の行動計画（奄美大島行動計画、徳之島行動計画、沖縄県北部行動計画、西表行動計画）を定め、包括的管理計画と一体的に、かつ相互に連動させながら運用を行う

4) 計画の期間



5) 計画の進捗管理及び見直し

- 包括的管理計画は、10年程度を計画期間とする。5年目と期間終了時期に見直しを行う
- 地域別の行動計画については、10年程度を計画期間とし、短期（3年以内）、中期（4～6年程度）、長期（7～10年程度）に区分。毎年、取組状況について定期的な点検を行い、必要に応じて見直しを行う

3. 推薦地の概要（本文 P10～17）

1) 位置等

2) 総説

3) 自然環境

- 推薦地の地形・地質、気候、植生、植物相、動物相の特徴
- 推薦地の顕著な普遍的価値を形成する琉球列島の地史と陸生生物の種分化、島嶼生態系への動物の適応進化の概要

4) 社会環境

- 4地域の産業（農林業）、歴史、自然と人との共生の文化、観光利用についての概要

4. 管理の目標（本文 P18～19）

1) 全体目標

- 管理機関及び関係者は、推薦地、緩衝地帯及びその周辺地域の保全・管理に当たって、推薦書に記載した顕著な普遍的価値（クライテリア ix 及び x）を将来にわたって維持、強化することを目標として共有する

2) 地域区分別目標

- 「推薦地」における目標：その顕著な普遍的価値を自然状態で確実に維持する
- 「緩衝地帯」における目標：推薦地の顕著な普遍的価値の維持に資する緩衝機能を確保する
- 「周辺地域」における目標：
 - ① 推薦地に影響を与える脅威の排除・低減し、持続可能な利用により顕著な普遍的価値の損失を回避、② 地域社会の参加・協働の促進、③ 「地域の生物多様性の保全と地域社会の持続的発展との両立の実現、の3つを設定

3) 管理に当たって必要な視点

- 推薦地の顕著な普遍的価値は、地域の自然資源を利活用した文化・産業の中で維持されてきたこと、及びその歴史への関係者の正しい理解
- 持続可能な利用を行うことを前提とした、地域産業の振興との両立

- 推薦地と推薦地の間に位置する箇所等における生態系の連続性の確保、緩衝機能の強化

5. 管理の基本方針（本文 P20～31）

1) 保護制度の適切な運用

- 国立公園、森林生態系保護地域、鳥獣保護区、天然記念物といった保護地域の制度の概要と、指定の状況

2) 希少種の保護・増殖

- 希少種に関する調査・研究、種の保存法や各自治体の条例等による希少野生動植物の保護増殖の推進、地域の関係機関・団体との連携・協力による希少種の交通事故等の防止、希少種の密猟・盗採の防止の取組の状況及び今後の推進の方針

3) 外来種による影響の排除・低減

- 侵略的外来種の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応、マングース等の侵略的外来種の防除事業の計画的推進、ネコ・イヌによる影響の排除・低減等、飼育・栽培個体等による生態系への影響防止の取組の状況及び今後の取組の方針

4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和

- 緩衝地帯や周辺地域における森林資源の持続的な利活用の方針、西表島における農耕地への人為的関与についての調査・研究の推進

5) 適正利用とエコツーリズム

- 推薦地と緩衝地帯・周辺地域によって利用のあり方を変えた持続可能な観光の戦略的推進、必要に応じた適切な利用コントロールの実施、エコツアーガイド等による普及啓発についての今後の取組の方針

6) 地域社会の参加・協働による保全管理

- 開発事業における有効な環境配慮の実施、地域と協働した保全活動の実施、普及啓発及び教育活動の実施の今後の取組の方針

7) 適切なモニタリングと情報の活用

- 保全・管理の取組に関するモニタリングの実施、研究調査・長期モニタリングの実施、情報の共有・活用の推進についての今後の方針

6. 管理の実施体制（P31～35）

1) 関係者の連携のための体制

- 地域連絡会議は、包括的管理計画の策定・見直しに係る合意形成、取組状況の確認を行う

- 地域部会は、地域別の行動計画の策定・見直しにかかる合意形成、連絡調整、進捗管理、取組状況の点検・評価等を行う。また、必要に応じて地域連絡会議に対し、報告・調整を行う

2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制

- 地域連絡会議や地域部会が本計画及び地域別の行動計画の策定・見直しを行う際には、「科学委員会」及び「奄美ワーキンググループ及び沖縄ワーキンググループ」の科学的な助言を得ながら進める

3) 情報発信と普及啓発

- 国内外へのインターネットを活用した情報発信、来訪者への既存関連施設や今後整備する世界遺産センターを活用した情報発信、地域住民とのコミュニケーションの確保を進める

4) 個別管理機関の役割

- 国、県、市町村の役割

7.地域別の行動計画の策定 (P36)

1) 地域別の行動計画の策定方法

- 地域別の行動計画は、管理機関のほか、地元関係団体、NPO等で構成される地域部会を設置し、地域社会の参加と合意のもと策定。検討経緯・内容については広く公開していくとともに、地域住民等への情報共有・説明の機会を確保する

2) 地域別の行動計画

- 策定された行動計画は別表として添付する。

8. おわりに